

▼問合せ 播磨町マイナンバー専用電話 ☎079(437)7041

先月に引き続き、
今月もQ&Aを
お届けします



通知カードをなくしたときは？

A 通知カードをなくしたときは、住民グループ戸籍チーム窓口へ「紛失届」を提出してください。電話で届け出ることもできます。

▼通知カード紛失連絡先
播磨町マイナンバー専用電話
☎079(437)7041

※通知カードをなくした場合は、通知カードの再発行の申請ができます。

Q 通知カードの再交付は、どんなときに申請するもの？

A 次のような場合に申請ができます。

- ① 通知カードを紛失、焼失、または著しく損傷した場合
- ② 通知カード裏面の住所など変更事項記入欄の余白がなくなった場合
- ③ 国外転出などにより通知カードを返納した後、国内転入などにより市町村の備える住民基本台帳に記録された場合

Q 通知カードはすぐに再発行してもらえるの？

A 国でカードを作成するため、交付までに数週間かかる見込みです。

通知カードの再交付は、町の窓口で申請し、後日、簡易書留郵便(転送不要)で本人へ送付されます。個人番号の確認が急ぎよ必要な場合は、個人番号入りの住民票の写し(1通300円)を取得することにより、対応をお願いします。

Q 通知カードの再交付申請に必要なものは？

A 通知カード再交付申請に必要な書類などは次の通りです。

- ① 通知カード再交付申請書
- ※紛失または焼失した場合での再交付申請の場合は、次のいずれかの書類も必要です。
- ・ 遺失届を届け出た警察署及びその連絡先ならびに遺失届受理番号が記載された「通知カード紛失届」
- ・ 消防署または町の発行する罹災証明書
- ・ 右記のいずれも提出困難な場合は、紛失または焼失の経緯を記載した書類

② 申請者の本人確認書類(下表参照)

③ 手数料 500円

- ※次のいずれかに該当する場合は、手数料が無料になります。
- ・ 通知カード裏面の住所等変更事項記入欄の余白がなくなった場合
- ・ 個人番号、住民票コードの変更に基づき返納した後の再交付の場合

・ 国外転出による返納後の再交付の場合

④ 代理人が申請を行う場合、①～③のすべての書類以外に、次の書類が必要になります。

- ・ 代理人の本人確認書類(表参照)
 - ・ 代理人の代理権を証明する書類
 - ・ 代理人が任意代理人の場合は、委任状(代理人選任届)
 - ・ 法定代理人の場合の親権者は、戸籍謄本(住民票上同一世帯または本籍が播磨町の場合は不要)
 - ・ 法定代理人の場合の成年後見人は、登記事項証明書などは、登記事項証明書など
- 通知カードの再交付を受けずに、個人番号カードの交付を受けることも可能です。個人番号カードの交付手数料は当面の間無料です。

Q マイナンバー(個人番号)は変更できますか？

A マイナンバーは、原則として一生変更することができません。ただし、「マイナンバーが漏れている不正に用いられる恐れがあると認められるとき」に限り、従前のマイナンバーに変わるマイナンバーの指定を町に対し申請することができます。

この手続きでは、厳格な本人確認を行い、必要により「マイナンバーが漏れている不正に用いられる恐れ」があることを疎明する資料の提出も必要です。このような事情がある場合には、まず住民グループ戸籍チームへご相談ください。

Q 個人番号カードの申請に期限がありますか？

A 申請に期限はありません。ただし、次の場合は、通知カードと一体となって郵送されてきた「個人番号カード交付申請書」は使用できなくなります。町窓口、町ホームページにて、新たな申請書を得るうえ申請してください。

- ・ 通知カードと一体になっている「個人番号カード交付申請書」に印字されている、個人番号、住所、氏名などに変更があった場合
- ・ 外国籍の方の場合、在留期間の更新があった場合

Q 個人番号カードの交付申請をした後に、転出する場合は？

A 個人番号カード交付申請後、カードの交付を受けるまでに、町

播磨町特設窓口のご案内

現在、播磨町では、役場第1庁舎1階正面玄関横ロビーにて、個人番号カード交付申請代理投函サービス(申請用写真の無料撮影ならびに申請書の代理投函)を実施しております。今後は、個人番号カードの交付も、特設窓口で行われます。

▶ 開設日時 祝日を除く月～金曜日
9:30～12:00、13:00～16:00

▶ 播磨町特設窓口問合せ
播磨町マイナンバー専用電話
☎079(437)7041

Q 平日仕事があるため、個人番号カードの交付を受けにくい場合は？

A 播磨町では、個人番号カードの交付のために、月2回、日曜日の午前中に臨時開設します。

臨時開設日については、申請者へ「個人番号カード交付通知書」を郵送する際に同封する「説明書」をご確認ください。役場からの受取指定日(平日)で、都合の悪い方は、お問い合わせください。

交付通知書発送後、3ヵ月間は町で個人番号カードを保管しています。3ヵ月位内に来庁できない事情がある場合は、お問い合わせください。

▶ 問合せ 播磨町マイナンバー専用電話
☎079(437)7041

本人確認書類について

『Aから1点』または『Bのイから2点』または『Bのイから1点+Bのロから1点』持参してください。本人確認書類はいずれも原本の持参が必要です。

A (1点でよいもの)		運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード(顔写真付き)、特別永住者証明書(顔写真付き)、住民基本台帳カード(顔写真付き)、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたもの)など官公署が発行した顔写真付きの証明書
	イ	健康保険被保険者証(社会保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険、共済組合組合員証など)、各種医療受給者証、介護保険証、年金手帳、年金証書、生活保護受給者証、児童(特別児童)扶養手当証書など官公署が発行した証明書
B (2点必要なもの)	ロ	2点目として「氏名+生年月日」または「氏名+住所」の記載があるもの 社員証(顔写真付き)、学生証(顔写真付き)など

※有効期間のあるものは、有効期限内に限ります。

外へ引越す場合は、いったん申請を取り下げし、新しい住所地に転入した後に、申請しなおす必要がありますのでご注意ください。

カードの交付を受けた後に引越す場合は、転出届と転入届の際、個人番号カードを持参してください。次の市町村でも引き続きカードを使用できます。

Q 個人番号カードの交付は、本人以外でも受けられますか？

A 個人番号カードを受け取る際には、来庁のうえ、本人確認を受け、暗証番号の入力を行っていただく必要があります。長期入院や入所されているなど、やむを得ない理由により来庁できない方以外は、ご本人が来庁する必要があります。

長期入院や入所されているなど来庁できない方に代わって、代理人が交付を受ける場合は、申請者と代理人それぞれ写真付きの身分証明書が本人確認書類として必要となり、入院(入所)を確認できる書類など必要となります。詳しくは、「個人番号カード交付通知書」を郵送する際に同封する「説明書」をご確認ください。

また、15歳未満の方がカードの交付を受ける場合は、本人ならびに法定代理人(親権者)がそろって来庁していただく必要があります。成年被後見人の場合も同様です。